

人権教育における部落問題学習の推進上の課題

◇人権教育における部落問題学習を進めるに当たって大切にしたいこと

これまでの具体的な取組の中で常に大切にされてきたのは、目の前にいる子どもたちの姿をその生活背景まで含めて捉えるということでした。そのことを通して、多くの教職員は、「よりよく生きたい」「幸せに生きたい」「勉強がわかるようになりたい」といった子どもたちの思いや願いにふれ、その願いが差別により妨げられていることを目の当たりにしてきました。そして、その願いの実現を妨げている差別の現実を具体的に取り除く教育活動を展開しました。その営みは、子どもたちに自らの可能性を目覚めさせ、将来を切り拓かせるものであり、多くの教職員にとっては、教育そのものの在り方、自らの生き方も問い直すものでした。

今日、同和地区の変化の様子や周辺地域とのかかわりの様子等は、地域によって様々であると言えます。それぞれの地域の実態の中に存在する教育課題をしっかりと捉えることから、具体的実践を行うことが大切です。

◇人権教育における部落問題学習の展開

人権教育における部落問題学習の展開に当たっては、部落問題を直接取り上げる学習だけでなく、様々な人権問題についての学習や人権に関する知的理解を深める学習等と関連させながら取り組むことが必要です。また、自尊感情の醸成や基盤となる集団づくり、学力保障の取組、さらには人権感覚を高めるための取組など、教育活動全体を通して、綿密な計画に基づいた段階的な指導が望まれます。（「人権教育の構造」P.3～4参照）

人権教育における部落問題学習を展開する際のポイント

(1) 「個別的な視点」と「普遍的な視点」の双方向からの展開を

先にも述べたとおり、部落問題学習は、単に部落問題を直接取り上げる学習だけを指すものではありません。その学習を通して、人権意識の高揚を図り、自他の人権を実現するための実践的な行動力を身に付けるものでなくてはなりません。部落問題学習を進めるに当たっては、人権を身近に感じ、生活に直結したものであると感じられる学習の展開の工夫が求められます。

人権が尊重される社会や地域を築き、様々な人権問題を解決しようとする人間を育成するためには、個別の人権問題についての学習をすることとともに、児童生徒に基盤となる人権意識を育むための日常的な学習をはじめ、その発達段階に応じて、人権の概念、人権に関する国内外の宣言や規約、人権確立の歴史、権利と責任等についての学習といった普遍的な視点からの学習が必要です。誰もが暮らしやすい社会や地域づくりを念頭に置き、普段の生活の有り様や身の周りの様々な出来事を見つめ直しつつ、「個別的な視点からのアプローチ」と人権一般について学ぶ「普遍的な視点からのアプローチ」の双方向から、多様な手法や機会を整えて学習を展開していくことが大切です。

(2) 様々な人権問題に相通じる人権感覚・人権意識を育てるための教育内容の創造を

地域社会には、部落問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ等に関わる人権問題が存在しています。これらの解決を目指して取り組まれる学習においては、児童生徒にそれぞれの人権問題がどれも自分たち一人一人の人権に関わる問題であるという認識を育てることが求められます。

様々な人権問題についての学習に際しては、その根底において、多数派が少数派を、力のある者が弱い者を差別するといった差別問題、人権侵害としての共通根をもっていることを踏まえ、それぞれの人権問題相互の関連を考えながら学習を進めることが重要です。また、いかなる場合においても、ちがいを理由として人権が侵害されることがあってはならないのだという視点に立ち、様々な人権問題の解決に相通じる普遍的な人権感覚や人権意識を育てていくための教材づくりや学習展開を考えていくことが大切です。

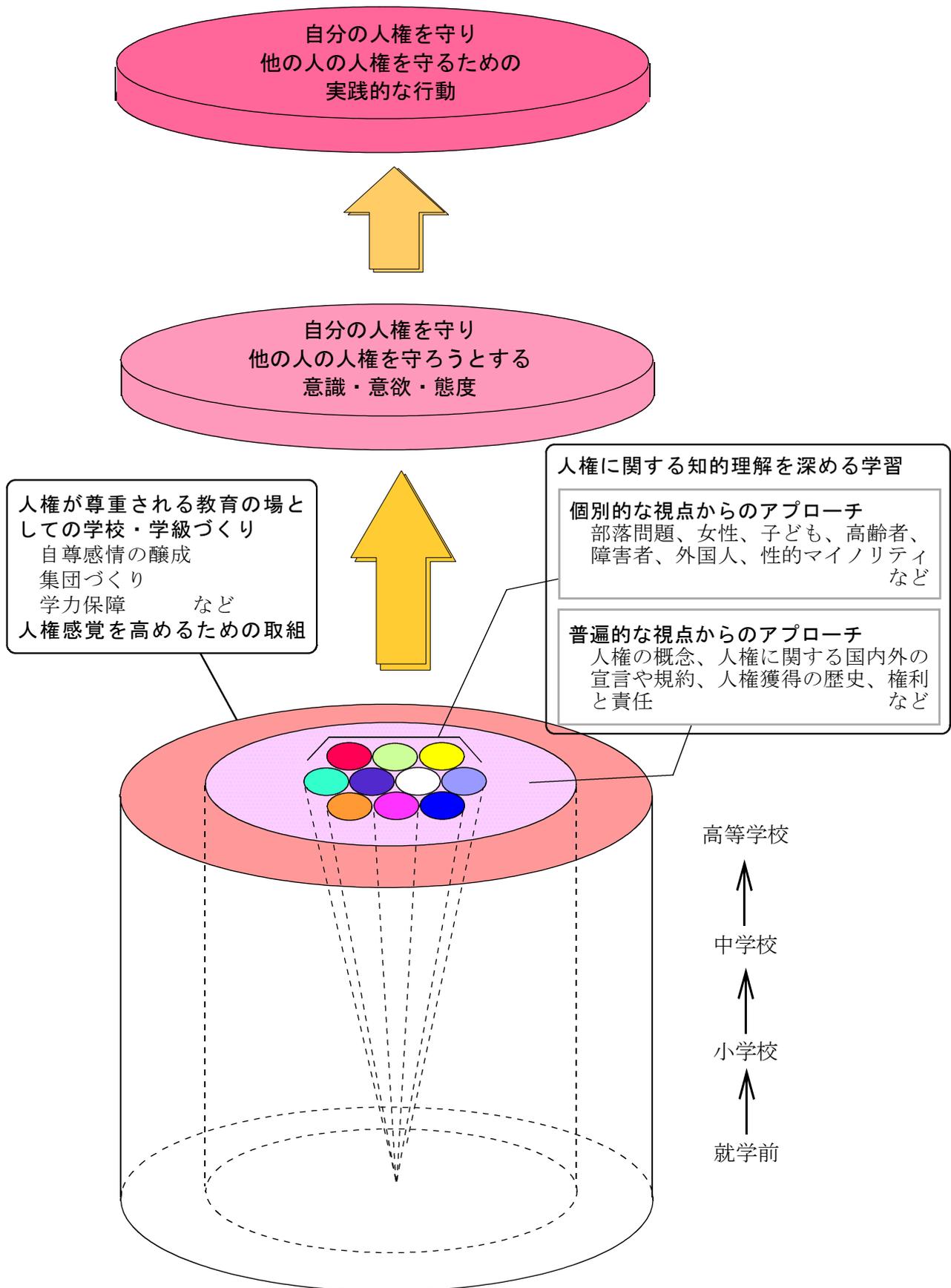
(3) 児童生徒の生活や地域に根ざした教材の開発を

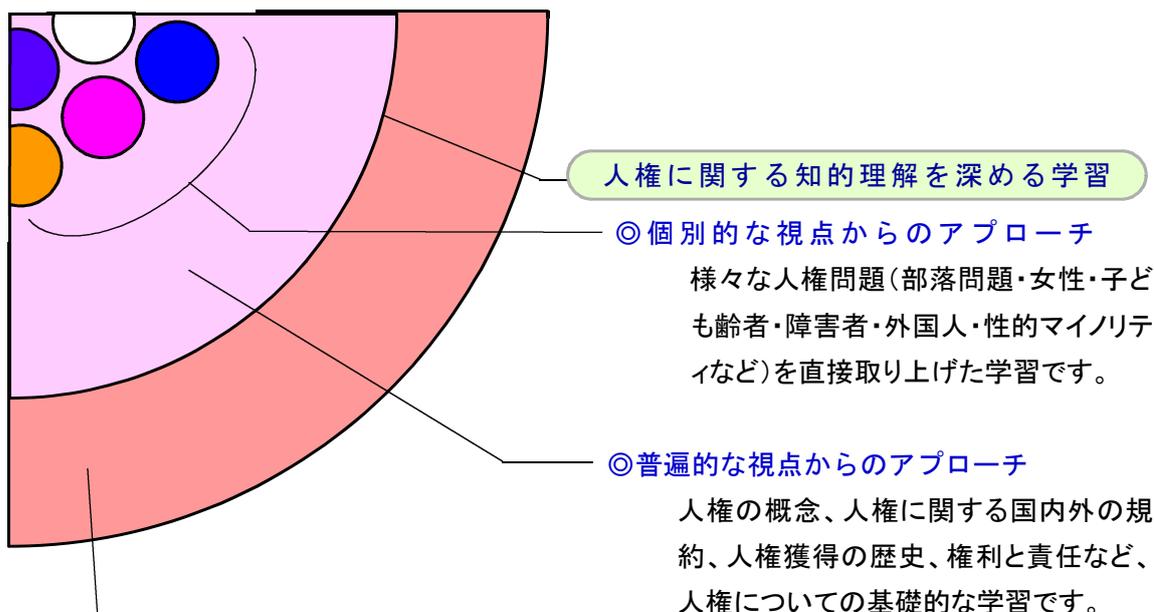
これまでの様々な研究により、部落問題の解決に向けては、部落内外の人と人や集落と集落の社会的関係の問題として捉えた学習展開が必要とされています。

部落問題学習においては、これまでも児童生徒の生活に深く関係した教材や地域の課題に迫る教材等を創り出し、それらを使った学習が進められてきました。生活や地域に根ざした教材は、身近な人権課題を提起するものであるだけに、自分の問題として捉えて考えることができ、その解決に向けて創造的に取り組む意識や態度を育てるためにも効果的であると考えられます。児童生徒が人権に関する正しい理解や認識をもち、それらを現実の生活や自己の行動に生かしていこうとする意識や態度を育てるためにも、これまでの取組をより深めるとともに、児童生徒の生活や地域に根ざした教材を開発することが求められています。

具体的には、まず、児童生徒の生活や地域の中に存在する様々な課題を的確に捉えなければなりません。その上で、どのような社会の仕組みや民衆の意識が部落差別などの人権侵害を温存してきたのか、人権問題の解決に向け、人々はどのような努力を積み重ねてきたかといったことを学び、現在における差別の現実と向き合い、自分自身はどのように生きていくのかを問うことをねらいとする学習へと進めることが大切です。

◇人権教育の構造（イメージ図）





人権が尊重される教育の場としての学校・学級づくり

◎ 自尊感情の醸成

セルフ・エスティーム(self-esteem)の訳語で、「自己肯定感」とも言われています。自分自身を大切な存在として受け止めることができる感情のことです。

◎ 集団づくり

一人一人違った個性をもち、様々な生活を背負い、別々の場所で暮らしてきた子どもたちをていねいにつなぎ、互いに支え合う人間関係をつくり出すことを集団づくりといいます。

◎ 学力保障

人権教育の成立基盤として、基礎学力や「自ら学び、考え、行動する力」などをすべての児童生徒に保障することは重要な課題です。

人権感覚を高めるための取組

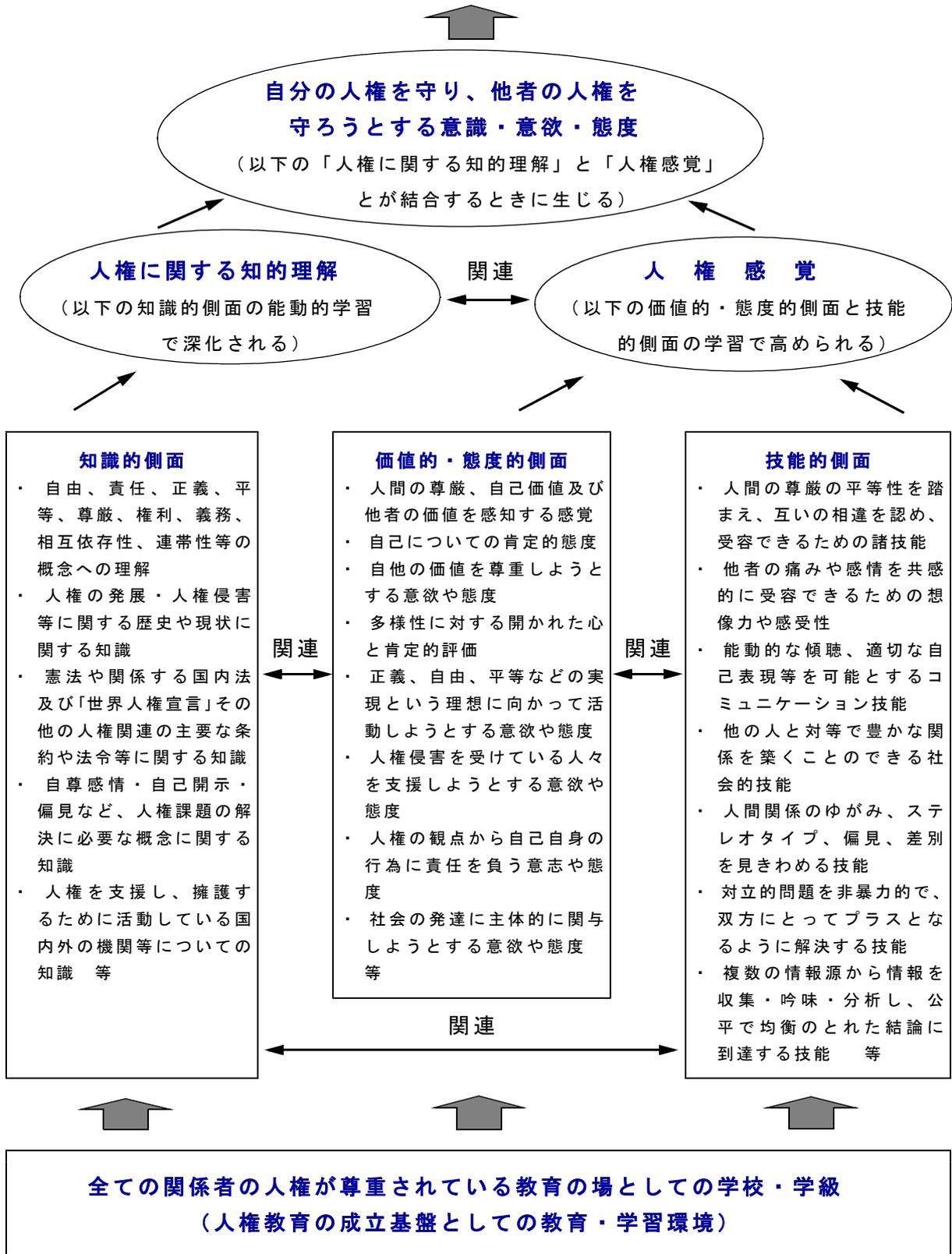
◎ 一人一人の人権の大切さが認められていることを実感できるような環境や雰囲気づくり

自他の人権の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、言葉で説明するだけでは身に付くものではありません。学級をはじめ学校教育全体の中で一人一人の人権の大切さが認められていることを実感できるような環境や雰囲気づくりに取り組むことが必要です。

【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



(文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」より)